

参考資料

管理放棄地の現状と課題について

国土交通省 国土計画局
平成21年11月

目次

管理放棄地の現況

- ・農地面積等の推移 2
- ・管理されない農地（耕作放棄地）の現況 3
- ・木材価格の動向 4
- ・適切な管理がされていない森林の現況 5
- ・管理されない建物（空家）の現況 10

不在村者等の所有する土地の現況

- ・不在村者が所有する耕作放棄地、森林 11
- ・所有森林の境界の認知度（在村・不在村者別） 12
- ・消滅した集落の跡地管理の状況 13
- ・消滅した集落の主な地域資源の管理状況 14
- ・今後消滅が危惧される集落の耕地・森林面積 15
- ・（参考）高齢者の所有する土地の面積 16
- ・（参考）地籍調査の実施状況 17

管理放棄に伴う問題点

- ・耕作放棄地による外部不経済 18
- ・手入れの行われていない山林による外部不経済 19
- ・廃屋・廃墟等による外部不経済 20

所有者以外の主体による管理の現状

- ・所有者以外による農地の管理 21

管理放棄地対策

- ・農地法等の改正 22
- ・中山間地域等直接支払制度 24
- ・森林境界の明確化 25
- ・森林所有者の合意形成による間伐等森林施業の集約化 26
- ・不在村森林所有者への森林施業の働きかけ等 27
- ・造林未済地の解消対策 28
- ・空家・空地対応策 29

ケーススタディ

- ・新潟県糸魚川市根知地区 30

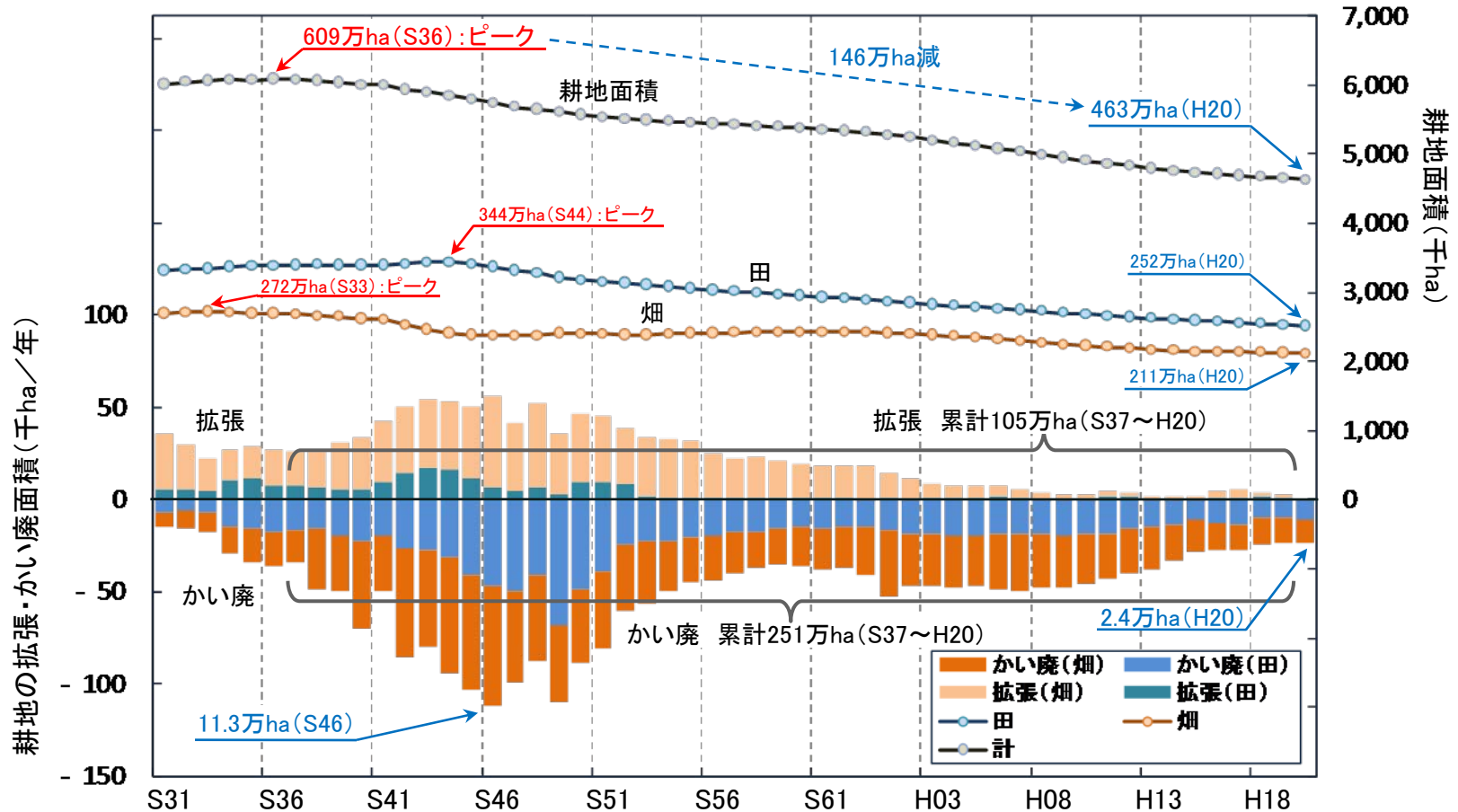
参考資料

- ・国土利用の規模 35

農地面積等の推移

- 農地については、今後とも一定の転用需要が避けられない一方、農地開発による面積の増加は期待しにくい状況にあり、今後とも農地面積は減少する見込みである。
- 国際的な食料事情が一層不安定化する中で、国内農業生産の基礎となる農地の確保が喫緊の課題である。

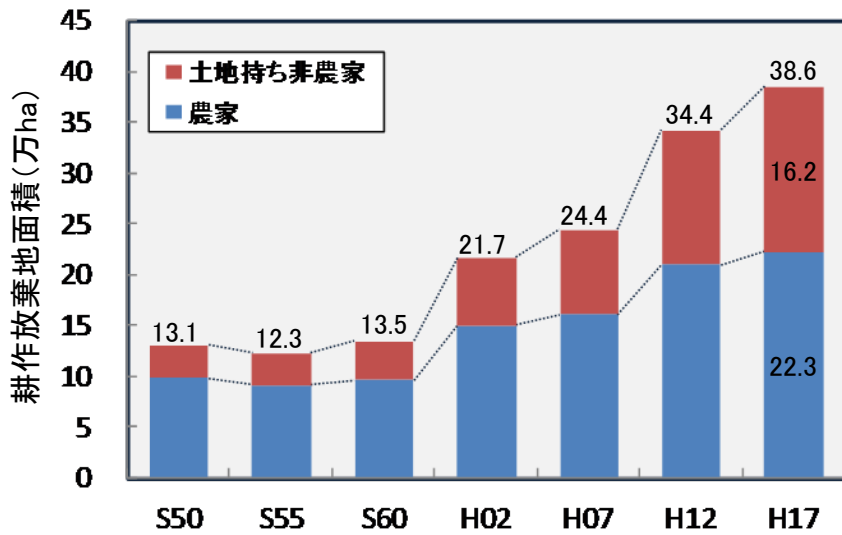
■ 農地面積等の推移



管理されない農地(耕作放棄地)の現況

- 耕作放棄地の面積は、ここ20年は増加傾向にあり、平成17年農林業センサスにおいて38.6万haで、これは埼玉県的面積とほぼ同程度となっている。
- その発生要因をみると、「高齢化等による労働力不足」が約5割と最も高く、以下「生産性が低い」、「農地の受け手がない」、「土地条件が悪い」の順になっている。

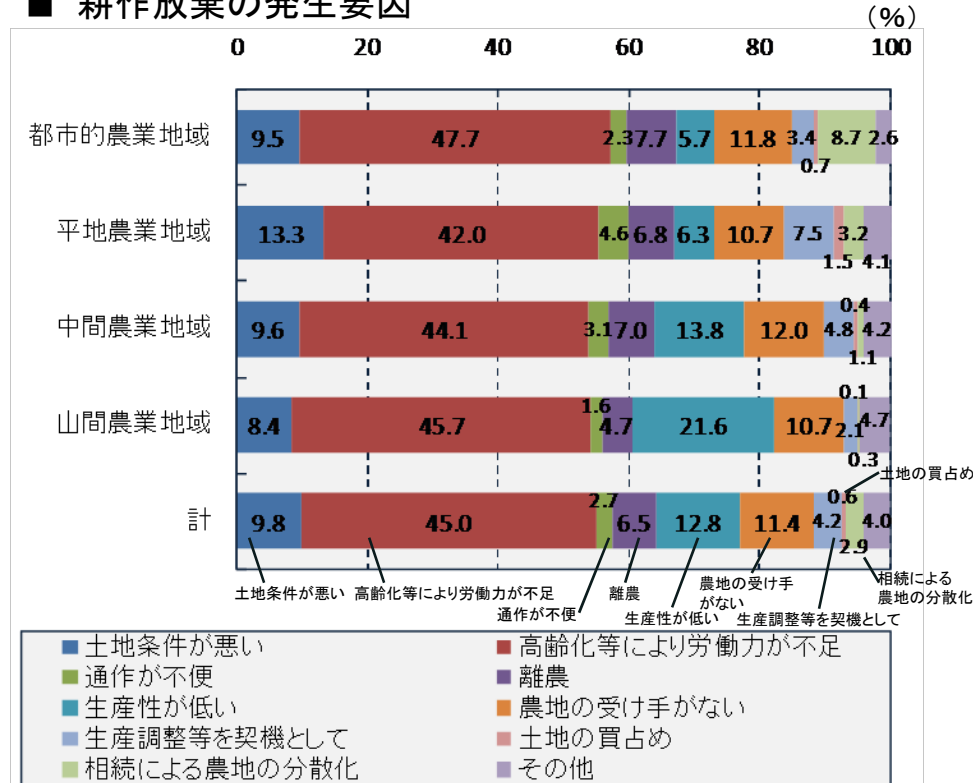
■ 耕作放棄地面積の推移



- 農家：
 ・ S50～S60：日本の国土を東日本・西日本の両地域に区分し、東日本では経営耕地面積が10a以上、西日本では5a以上で、農業を営む世帯。(その他、規定の経営耕地規模未満のものでも、年間農産物総販売額によって対象とする例外規定あり(対象とする年間農産物総販売額は調査年によって異なる。))
 ・ H02～：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
- 土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

※ 耕作放棄地面積は個々の農家単位の申告を基に集計されたものであるため、その具体的な場所や農営再開が容易なのか困難なのか等の状況までは把握されていない。

■ 耕作放棄の発生要因



資料：(財)農政調査委員会「農業振興地域・農地制度等の実態把握及び効果分析に関する調査」

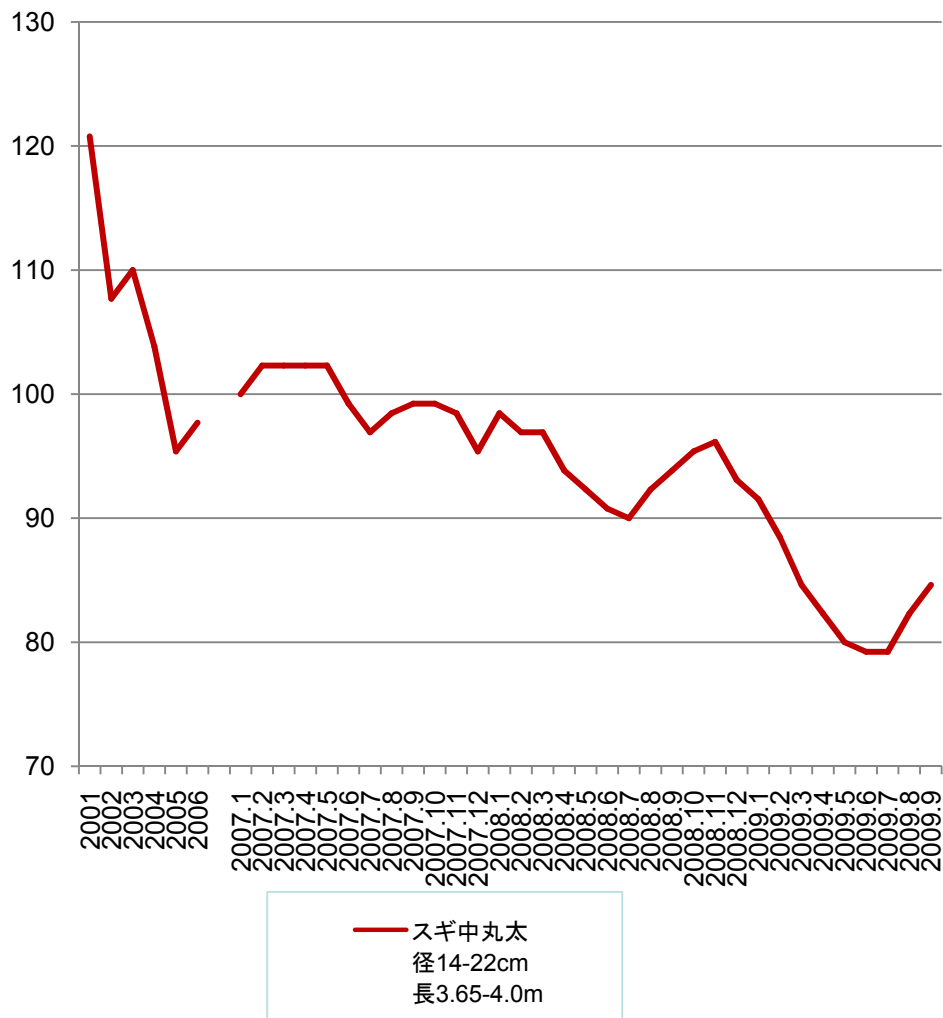
注1：平成16年2月に全市町村を対象に調査したものである(回収率67%)。

注2：回答市町村数(上位2つまで重複回答あり)の構成比である。

木材価格の動向

○ 木材価格は長期的に下落傾向が続いている。平成19～20年にかけて一旦下げ止まったこともあったが、その後は再び下落傾向にある。

■ 木材価格の推移(平成19(2007)年1月価格を100とした指数)

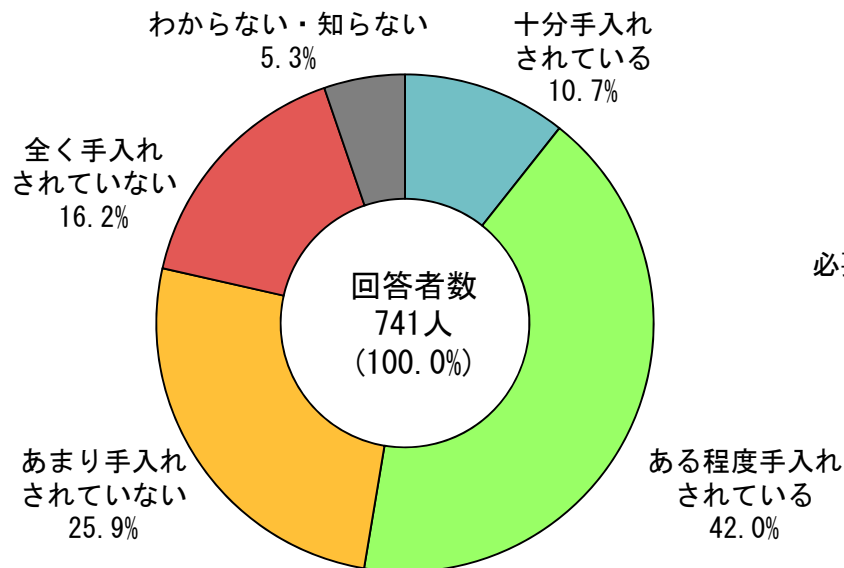


適切な管理がされていない森林の現況①-1

- 森林所有者の意向調査アンケートの結果、5割強の森林所有者が概ね手入れを行っている一方、十分な管理を行っていない所有者(「あまり手入れされていない」「全く手入れされていない」の合計)も4割程度みられる。
- 今後の管理意向をみると、「必要だと思うが難しい」が最も多く、3割強を占める。一方、所有者自身が多少の費用を負担しても管理を行うことが必要だと感じている人が4割程度みられる(「積極的に行いたい」「費用負担の支援があれば行いたい」の合計)。

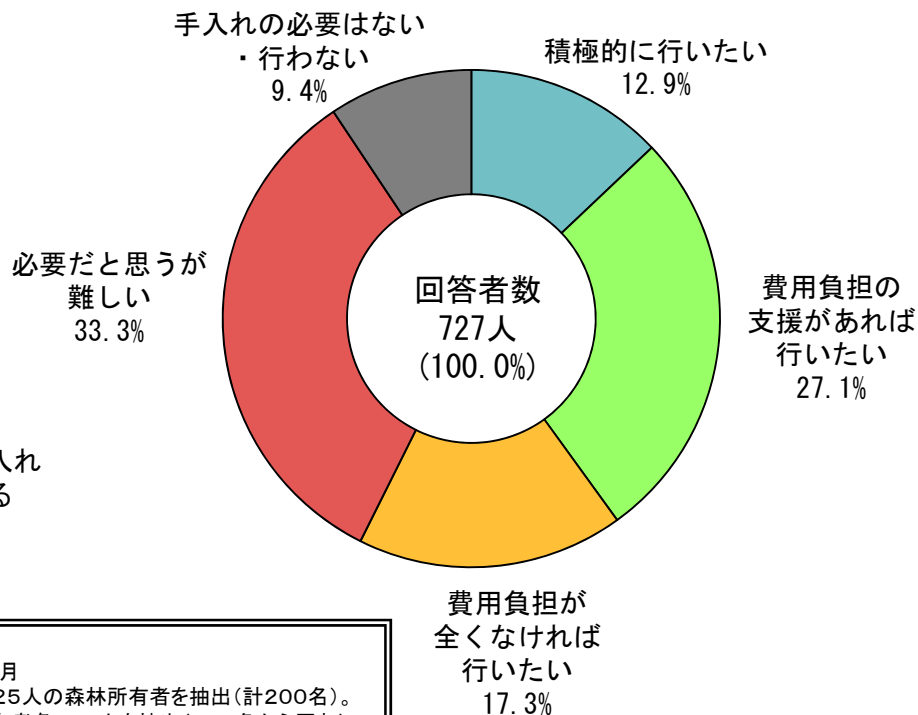
■ 森林管理の現状

問 あなたが所有している森林はどの程度手入れが行われていますか。



■ 今後の森林管理の意向

問 あなたが所有している森林の手入れについて、今後どのようにしていきたいと思いませんか。



<「国土の国民的経営」森林所有者の意向調査(アンケート)の概要>

□調査方法: インターネットアンケート/自記式アンケート □調査時期: 平成20年3月

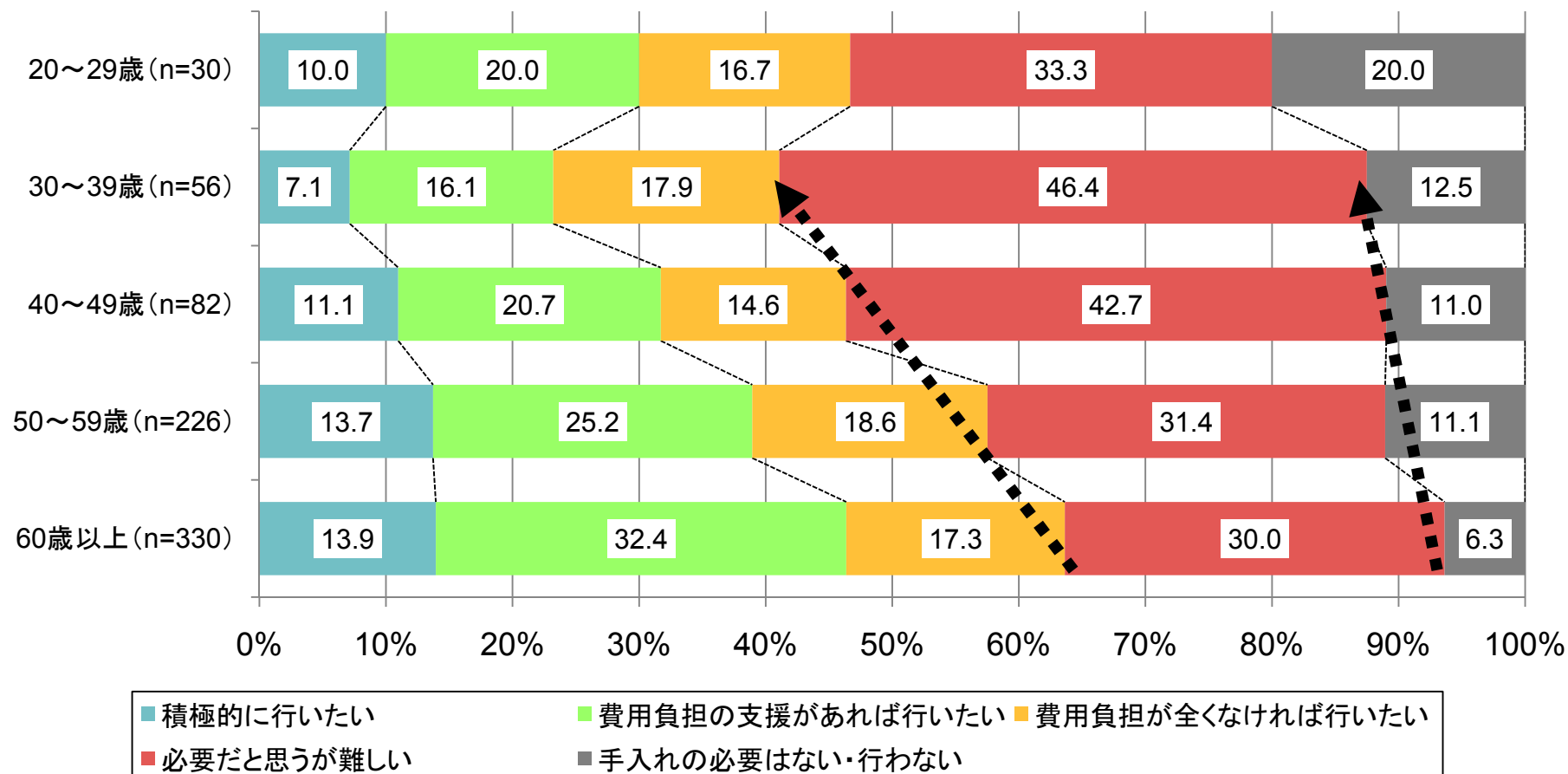
□調査対象: インターネットアンケート/調査会社の登録モニターから8地方ブロック毎に25人の森林所有者を抽出(計200名)。

自記式アンケート/全国9地方ブロック10森林組合に参加している森林所有者各100人を抽出(563名から回収)。

適切な管理がされていない森林の現況①-2

○ 今後の森林管理の意向を所有者の年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ、管理に対する意識は高まる傾向にある。一方、30歳代、40歳代では「必要だと思うが難しい」が4割以上と高くなっており、比較的若い世代において、管理の必要性は認識しつつも継続的な管理は困難と考えていることが窺える。

■ 今後の森林管理の意向(年齢別)

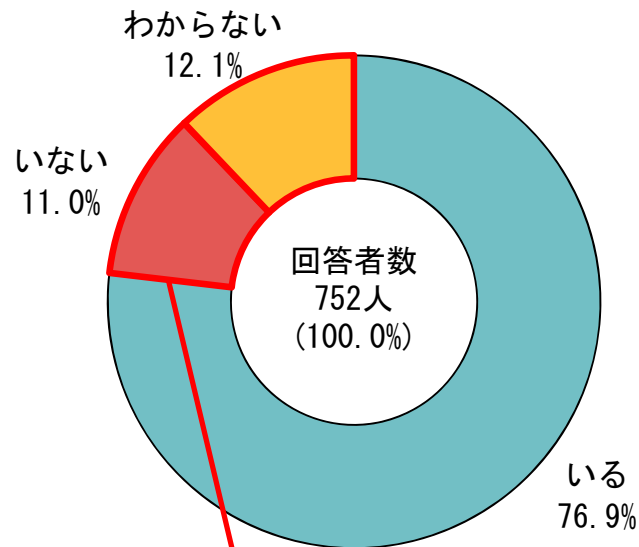


適切な管理がされていない森林の現況②

- 所有している森林や相続可能性のある森林について、後継者が「いる」と回答した人は8割弱であった。
- 後継者がいると回答した人について、約2割が後継者に管理意識は「ない」、4割弱が「わからない」と回答しており、これらの森林については将来的な管理放棄が懸念される。

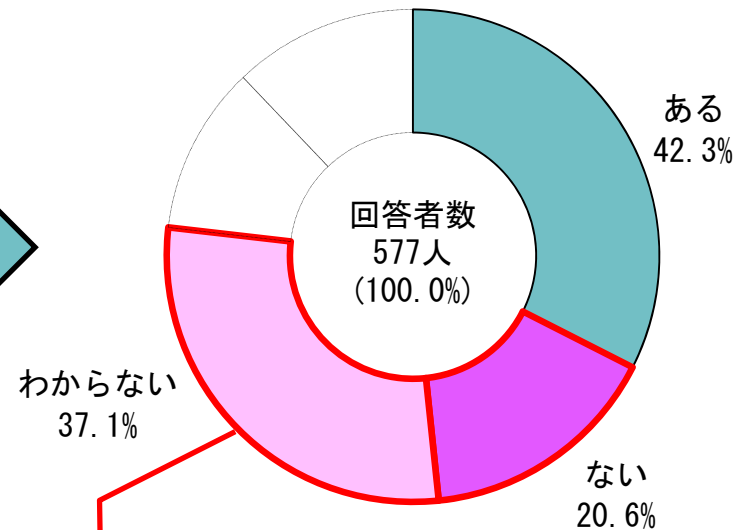
■ 所有森林や相続予定森林の後継者の有無

問 あなたが所有している森林や、相続する権利のある森林を、さらに相続する後継者はいますか。



■ 後継者の管理意志の有無

【後継者がいる方にお伺いします】
問 後継者は森林を管理する意志はあると思いますか。



次世代以降の所有者の代で管理放棄される可能性のある森林が、**全体の67.4%**を占める。

適切な管理がされていない森林の現況③

- 国土交通省の調査において、適切に管理がされていない森林として①無植栽伐採跡地、②無間伐林分、③放棄竹林の3種類を設定し、衛星画像の判読及び現地調査により全国の面積を推計したところ、合計3.9～22.9万haとの結果を得ている。

■ 適切な管理がなされていない森林

項目	概要	推計結果	備考
無植栽伐採跡地	人工林の皆伐跡地で植栽が行われていない林地	2.1～10.2 万ha	人工樹林の伐採後に広葉樹林を育成することとし、天然更新を行っている場合とは区別がつかない
無間伐林分	林齢が約30年生以上で間伐の痕跡が無く、表土の浸食がみられるような著しく過密な人工林	0.6～8.5 万ha	より具体的には、間伐の痕跡が無く、表土の浸食が見られたり、造林木の自然間引きが発生しているような過密な人工林が対象である
放棄竹林	施業が行われず放置されている竹林	1.1～4.2 万ha	
合計		3.9～22.9 万ha	



無植栽伐採跡地の現地写真

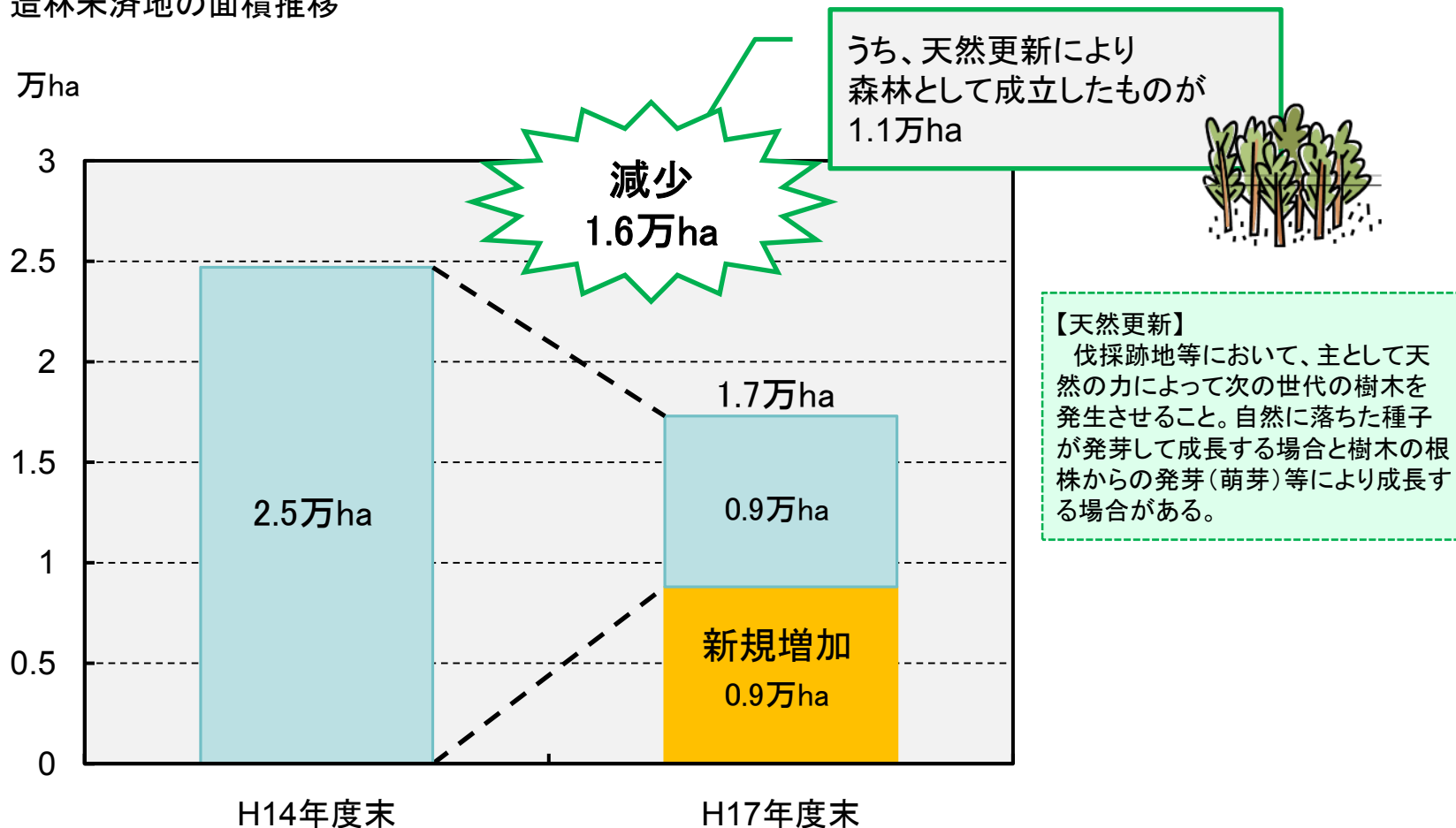


無間伐林分の現地写真

適切な管理がされていない森林の現況④

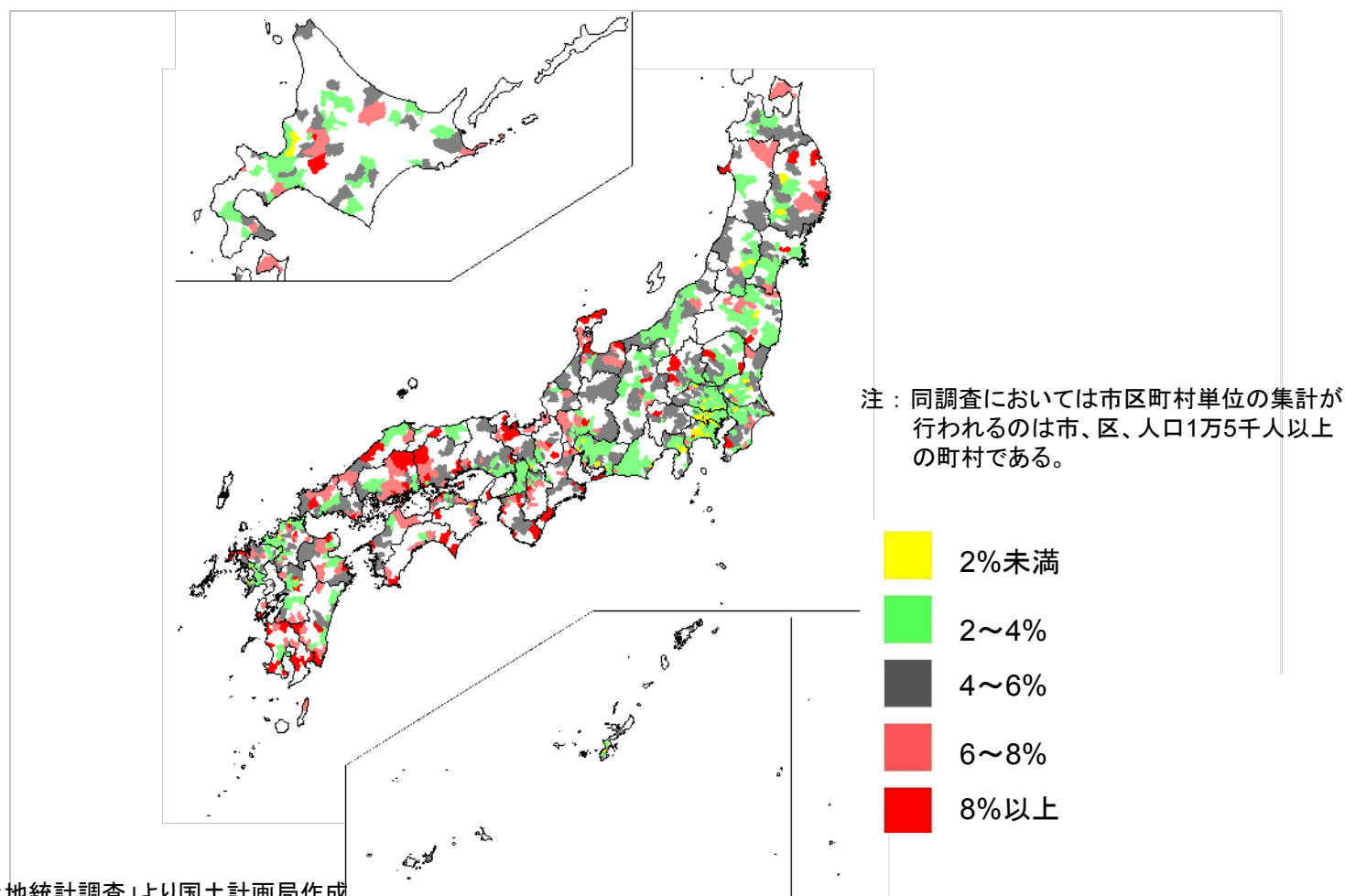
- 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していない林地をいう。
- このまま放置されれば、森林の公益的機能の発揮や木材の安定供給に支障をきたすことが懸念される。

■ 造林未済地の面積推移



管理されない建物(空家)の現況

- 「住宅・土地統計調査」によれば、平成15年現在の空家は全国で659万戸であり、全住宅の12.2%である。このうち、何らかの形で管理がされている可能性が高い、別荘等の「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」及び「売却用の住宅」を除いた「その他空家」は212万戸であり、全住宅の3.9%に相当する。
- 市区町村ごとに「その他空家」の全住宅に占める比率をみると、山間部・半島部の市町村で値が高くなる傾向が見られる。



不在村者が所有する耕作放棄地、森林

- 所有者不明土地の詳細な全国統計は存在しないので、以下、参考のため「不在村者の所有する土地」に関する統計・アンケート調査の結果を示す。
- 農地については、全国の農業委員会に対するアンケート結果によれば、管内の耕作放棄地・遊休農地のうち不在村者のうち不在村者が所有する割合は約1/4である。
- 森林については、私有林面積のうち、不在村者の所有する面積は約1/4である。また、不在村者保有の森林は在村者と比べ森林組合加入の割合が低く、居住地が所有森林の遠方にあるほど林業経営への関心が薄いと考えられる。

■ 各農業委員会の管内において不在村者の所有する耕作放棄地・遊休農地の面積

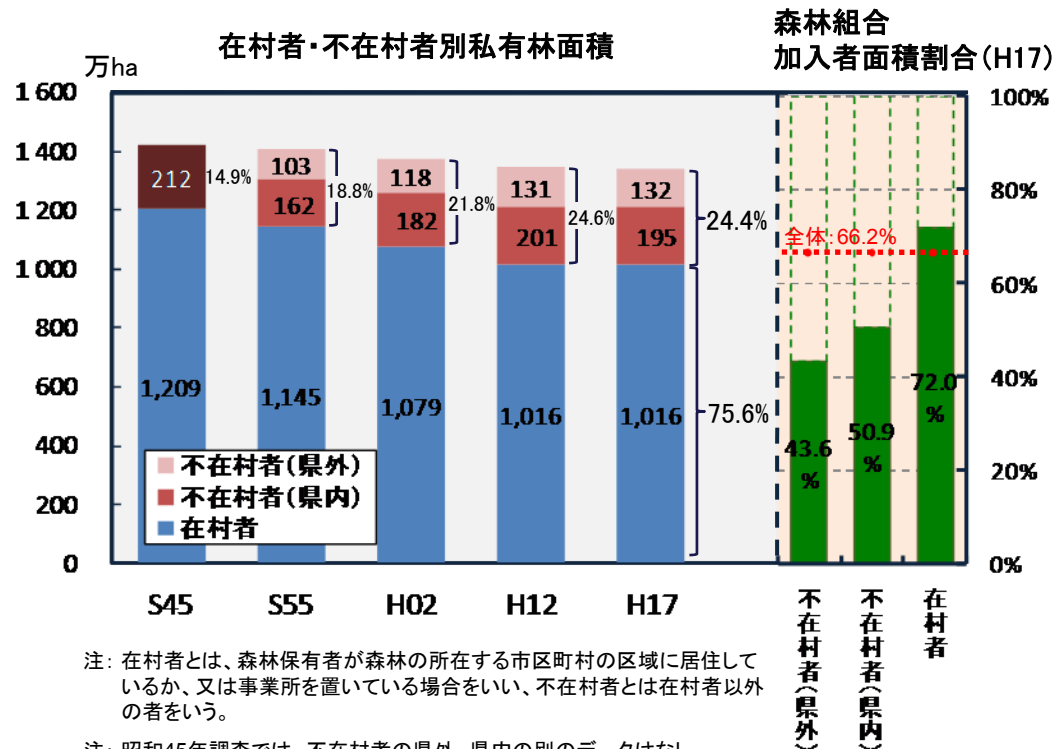
単位: ha

	一農業委員会当たり 耕作放棄地・遊休農地面積 (a)		
	うち不在村者の所有		面積割合 (b/a)
	面積 (b)		
田	65.1	16.9	26%
畑	64.0	16.4	26%

注: 平成18年12月現在の全国の農業委員会1,844に対するアンケート調査の結果

資料: 全国農業会議所「不在村農地所有の管理実態に関する調査」(平成19年3月)より国土計画局作成

■ 不在村者の所有する私有林面積と森林組合加入者面積割合



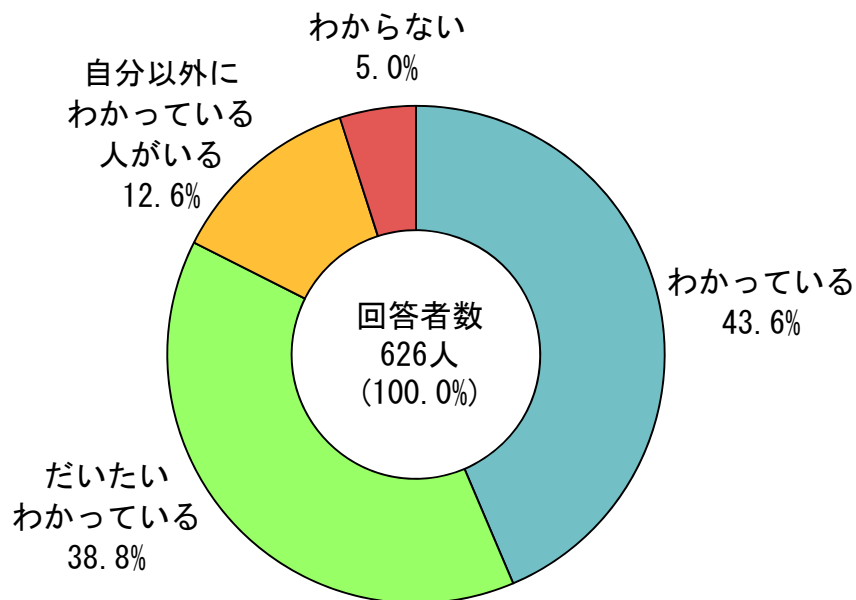
資料: 農林水産省「農林業センサス」より国土計画局作成

所有森林の境界の認知度(在村・不在村者別)

- 森林所有者の意向調査アンケートの結果、所有森林の境界の認知度をみると、在村者では「わかっている」「だいたいわかっている」が各約4割となり、概ね森林の境界は認知されている。
- しかしながら、不在村者では「わかっている」が1割強、「だいたいわかっている」が4割弱となり、約半数が所有者自身では森林の境界を認知していないことがうかがえる。

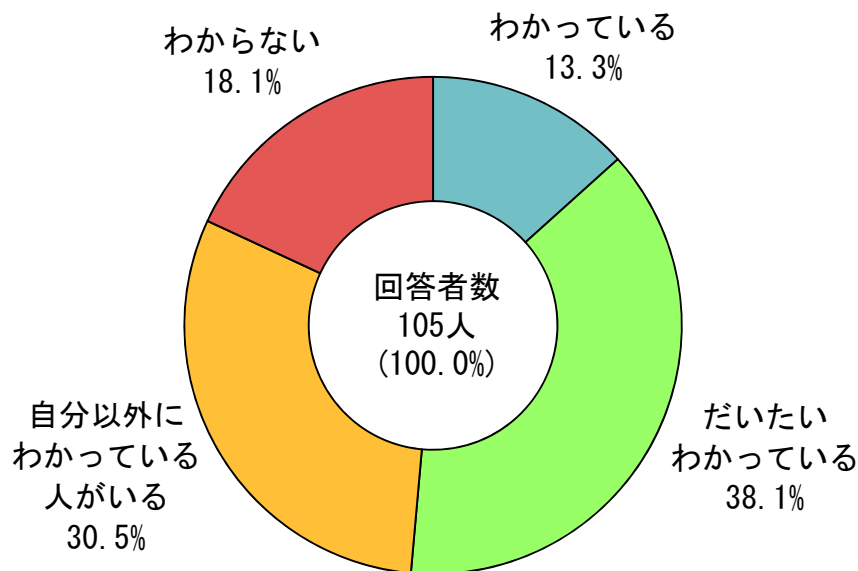
■ 所有森林の境界の認知度(在村所有者)

問 あなたはご自身が所有している森林の境界を知っていますか。



■ 所有森林の境界の認知度(不在村所有者)

問 あなたはご自身が所有している森林の境界を知っていますか。



<「国土の国民的経営」森林所有者の意向調査(アンケート)の概要>

□調査方法:インターネットアンケート/自記式アンケート □調査時期:平成20年3月

□調査対象:インターネットアンケート/調査会社の登録モニターから8地方ブロック毎に25人の森林所有者を抽出(計200名)。

自記式アンケート/全国9地方ブロック10森林組合に参加している森林所有者各100人を抽出(563名から回収)。

消滅した集落の跡地管理の状況

- 「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査」(平成12年)で把握された集落のうち、「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年3月)までに消滅したのは191集落である。
- これら集落の過半において跡地管理が十分に行われず、荒廃がみられる。

■ 各圏域別・消滅した集落の資源管理状況別集落数

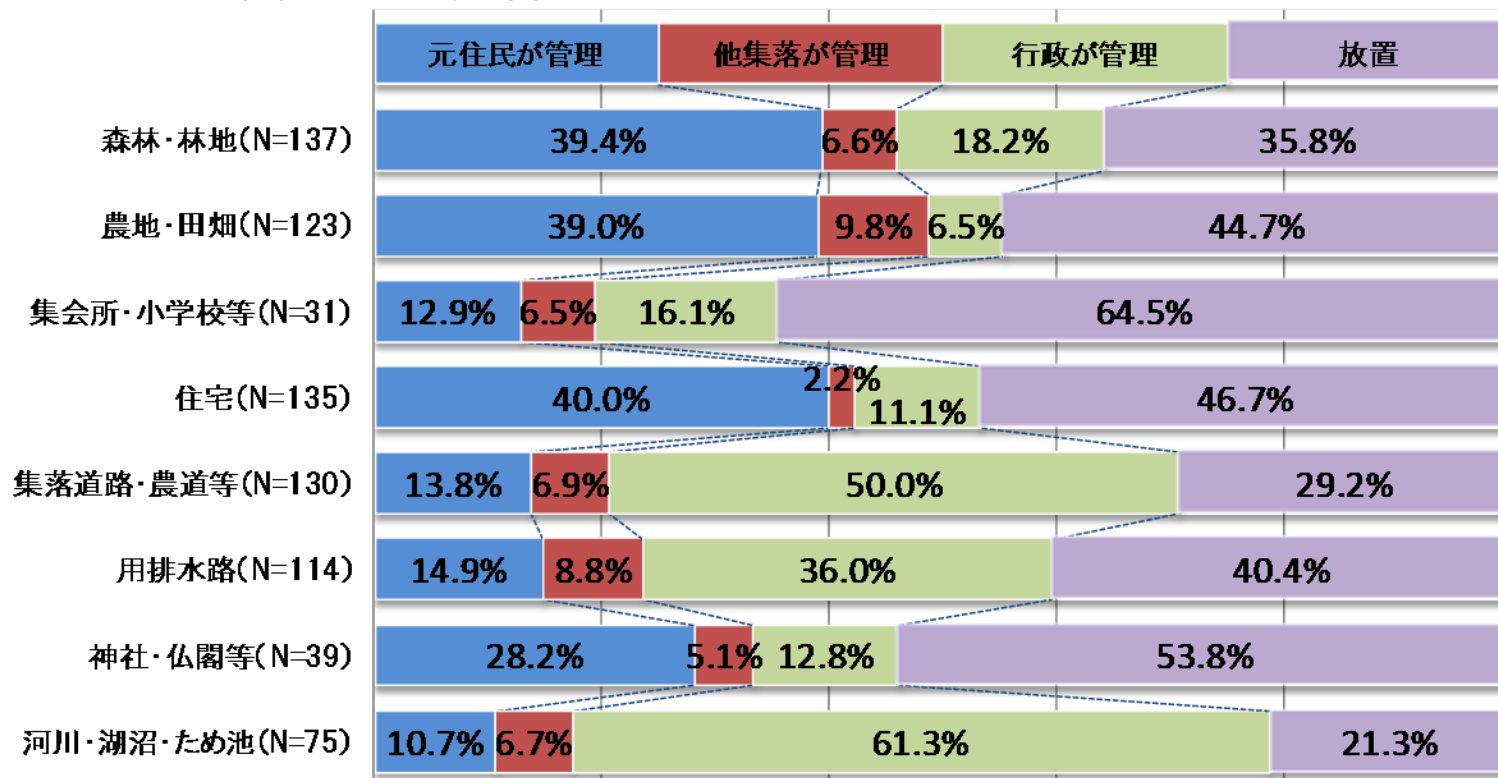
	消滅集落跡地の資源管理の状況				合計
	良好	やや荒廃	荒廃	不明・無回答	
北海道	7 (31.8%)	2 (9.1%)	11 (50.0%)	2 (9.1%)	22 (100.0%)
東北圏	9 (40.9%)	9 (40.9%)	4 (18.2%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)
首都圏	5 (50.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
北陸圏	1 (10.0%)	5 (50.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
中部圏	2 (20.0%)	6 (60.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
近畿圏	0 (0.0%)	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)
中国圏	8 (20.0%)	11 (27.5%)	15 (37.5%)	6 (15.0%)	40 (100.0%)
四国圏	8 (34.8%)	10 (43.5%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
九州圏	26 (56.5%)	14 (30.4%)	5 (10.9%)	1 (2.2%)	46 (100.0%)
沖縄県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
合計	66 (34.6%)	67 (35.1%)	48 (25.1%)	10 (5.2%)	191 (100.0%)

■ :各圏域等における集落跡地管理状況として該当集落数の割合が最も多い状況

消滅した集落の主な地域資源の管理状況

○ 「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査」(平成12年)で把握された集落のうち、「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年3月)までに消滅した191集落における地域資源の管理状況をみると、住宅や森林・林地、農地・田畑については40%程度の消滅集落においては元住民が管理しているが、放置されている集落も多く見られる。これに対して、河川・湖沼・ため池や集落道路・農道等、用排水路等については行政が管理している割合が多くなっている。また、集会所・小学校等や神社・仏閣等については半数以上が放置されている。

■ 消滅した集落の跡地の資源管理状況



※集計には、それぞれの資源が当該消滅集落にない場合(「該当なし」と回答された集落)を除いているため、資源ごとに母数(N)が異なる。

今後消滅が危惧される集落の耕地・森林面積

- 国土計画局の実施した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年3月)によれば、現存する約6万2千集落のうち、「今後10年以内に消滅」又は「いずれ消滅」する恐れがあると予測された集落数は2,638(集落全体の4.2%)である。これら「今後消滅する可能性のある」集落について、「農林業センサス」に基づく都道府県別・農業地域類型別の1集落当たりの平均耕地面積・林野面積を用い、集落の耕地面積や森林面積を試算した。
- この結果、今後消滅する可能性のある集落の耕地面積は6.8万ha(全国の耕地面積の1.4%)、森林面積は50.4万ha(全国の森林面積の3.6%)と推計された。

■ 今後消滅が危惧される集落の耕地・林野面積

	全国	消滅する可能性のある集落	
		10年以内に消滅	いずれ消滅
集 落 数	62,273 ※2	2,638 (4.2%)	2,215 (0.7%)
耕地面積(万ha)	466.1 ※3	6.8 (1.4%)	0.9 (0.2%)
林野面積(万ha)※1	1,392.7 ※3	50.4 (3.6%)	42.2 (0.6%)

※1: 林野面積＝財産区有＋私有

※2: 国土交通省国土計画局「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成18年度)より。(集落数は「2005農林業センサス」の農業集落数とは異なる。)

※3: 農林水産省「2005農林業センサス」より。

(参考)高齢者の所有する土地の面積

- 平成15年の「土地基本調査」によれば、世帯の所有する土地のうち、「家計を主に支える者」の年齢が65歳以上の世帯が所有する土地の総面積は、約430万haであり、世帯の所有する土地の総面積の約4割、国土面積の約1割を占める。
- 地目で見れば山林の面積が大きく、かつ、世帯の所有する山林に占める高齢者所有の土地の面積割合が高い。

■ 年齢別の所有土地面積の状況

(万ha)

	所有土地の計	現住居の敷地	農地	山林	現住居の敷地 以外の宅地
25歳未満	1	0	0	0	0
25-29歳	2	0	1	1	0
30-34歳	8	1	3	3	0
35-39歳	31	3	15	13	1
40-44歳	69	4	32	32	1
45-49歳	113	6	48	56	3
50-54歳	173	10	68	91	5
55-59歳	162	10	56	91	5
60-64歳	135	9	46	76	5
65-74歳	274	15	83	167	9
75歳以上	156	8	39	103	6
不詳	1	0	0	0	0
合計	1124	66	390	632	35
(再掲) 65歳以上					
所有面積	430	23	122	270	15
所有面積割合	38.3%	34.8%	31.3%	42.7%	42.9%

(参考)地籍調査の実施状況

- 地籍調査の進捗率は、平成19年度末現在、全国で調査対象面積の48%にとどまっている。
- 地域別に見ると、土地が細分化され筆数が多いことに加え、地価が高く権利意識も強い都市部(DID:人口集中地区)の進捗率が20%と特に低くなっている。また、地籍調査未実施地域の大部分を占める林地についても、進捗率が全体の平均を下回る41%にとどまっている。

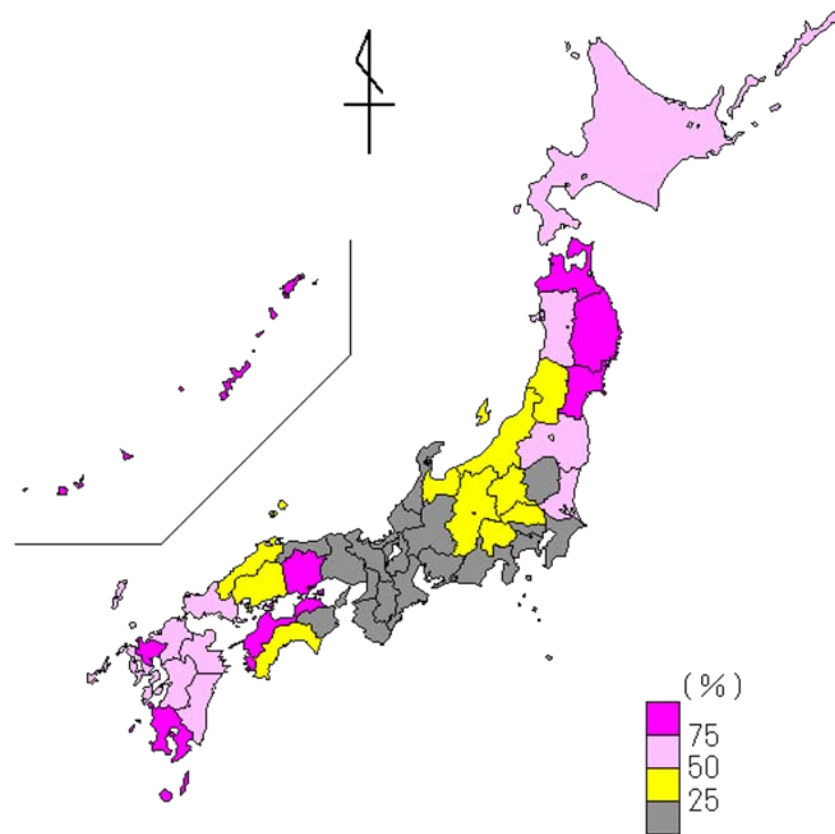
■ 地籍調査の調査対象面積に対する実施状況

	対象面積 (万ha)	H19年度末時点	
		実施面積 (万ha)	達成率 (%)
DID	123	24	20
宅地	178	89	50
農用地	721	505	70
林地	1,841	751	41
合計	2,862	1,369	48

注1: 対象面積は、全国土面積(3,779万ha)から国有林及び湖沼等の公有水面を除いた面積である。

注2: 宅地、農用地、林地については、DID以外の地域を分類したもの。

■ 都道府県別地籍調査進捗率(平成19年度末時点)

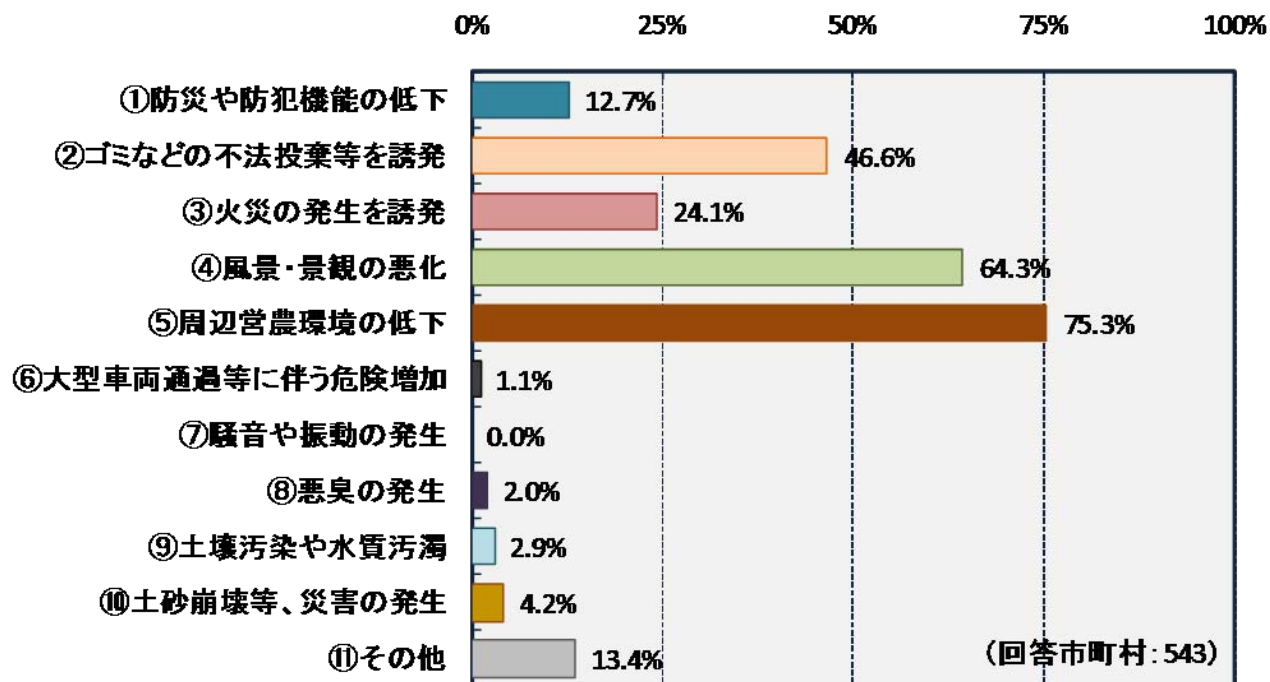


耕作放棄地による外部不経済

- 全国の市町村に対するアンケート調査によれば、迷惑土地利用として耕作放棄地が発生していると回答した市町村において、周辺の地域や環境に与える影響として、約8割の市町村が「周辺の営農環境の低下」を挙げ、「風景・景観の悪化」を挙げる市町村も約6割にのぼる。

■ 耕作放棄地による外部不経済

問 迷惑土地利用の発生により、周辺の地域や環境に対してどのような影響が生じていますか。
(複数回答)



※ 『回答市町村』は、迷惑土地利用として耕作放棄地があると回答した市町村数。

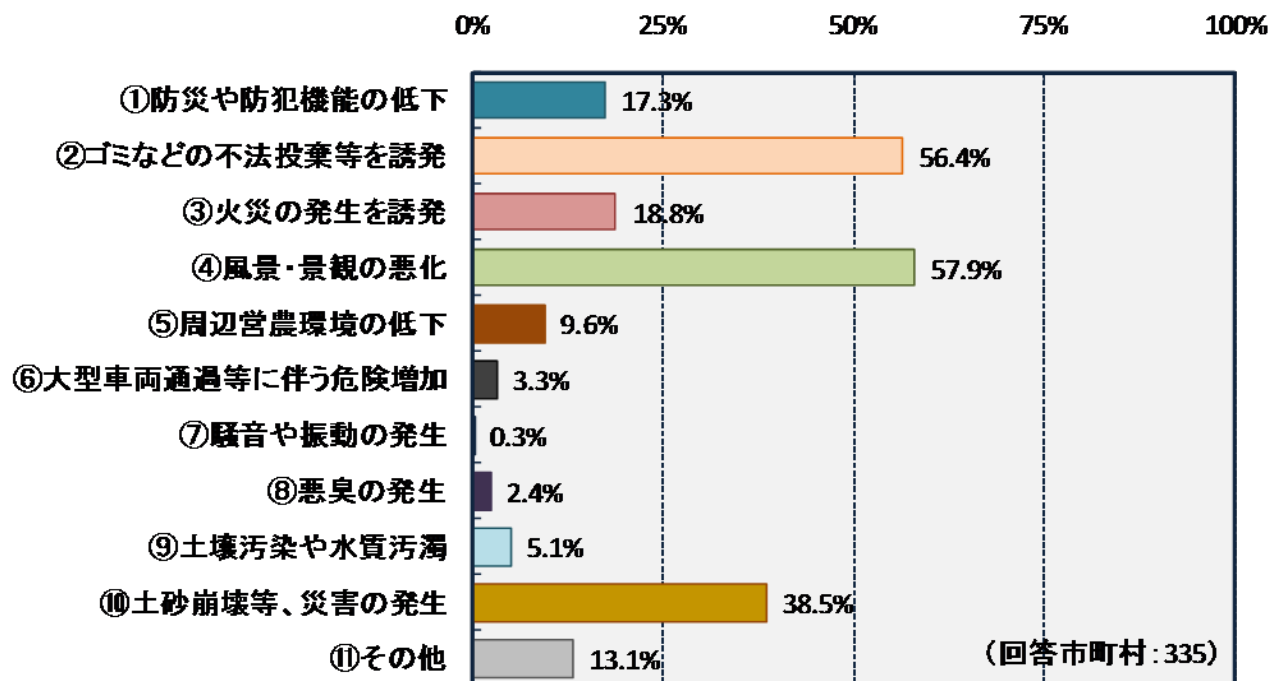
資料: 国土交通省土地・水資源局「地域に著しい迷惑(外部不経済)をもたらす土地利用の実態把握アンケート結果」(平成21年3月)より国土計画局作成

手入れの行われていない山林による外部不経済

- 全国の市町村に対するアンケート調査によれば、迷惑土地利用として手入れの行われていない山林があると回答した市町村において、周辺の地域や環境に与える影響として、半数以上の市町村が「風景・景観の悪化」、「ゴミなどの不法投棄等を誘発」を挙げている。

■ 手入れの行われていない山林による外部不経済

問 迷惑土地利用の発生により、周辺の地域や環境に対してどのような影響が生じていますか。
(複数回答)



※ 『回答市町村』は、迷惑土地利用として手入れの行われていない山林があると回答した市町村数。

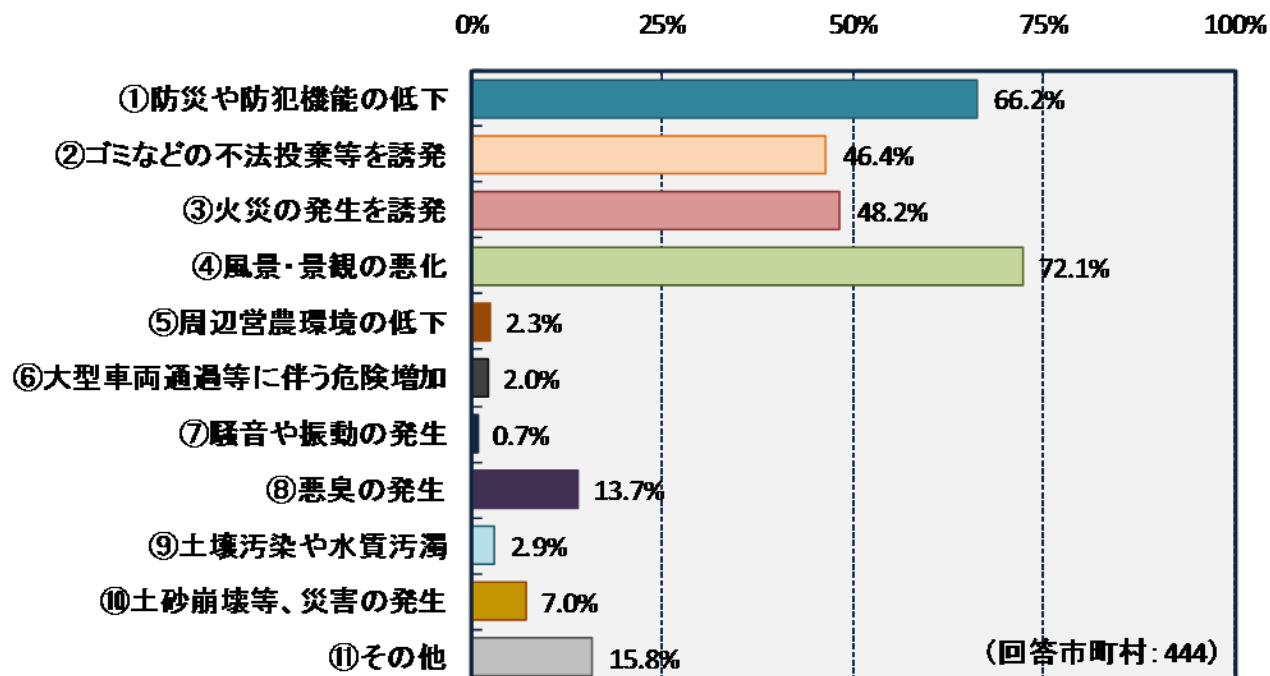
資料: 国土交通省土地・水資源局「地域に著しい迷惑(外部不経済)をもたらす土地利用の実態把握アンケート結果」(平成21年3月)より国土計画局作成

廃屋・廃墟等による外部不経済

○ 全国の市町村に対するアンケート調査によれば、迷惑土地利用として廃屋・廃墟等があると回答した市町村において、周辺の地域や環境に与える影響として、72%と最も多くの市町村が「風景・景観の悪化」、次いで「防災や防犯機能の低下」(66%)を挙げており、「火災の発生を誘発」、「ゴミなどの不法投棄等を誘発」を挙げる市町村も半数近くにのぼる。

■ 廃屋・廃墟等による外部不経済

問 迷惑土地利用の発生により、周辺の地域や環境に対してどのような影響が生じていますか。
(複数回答)



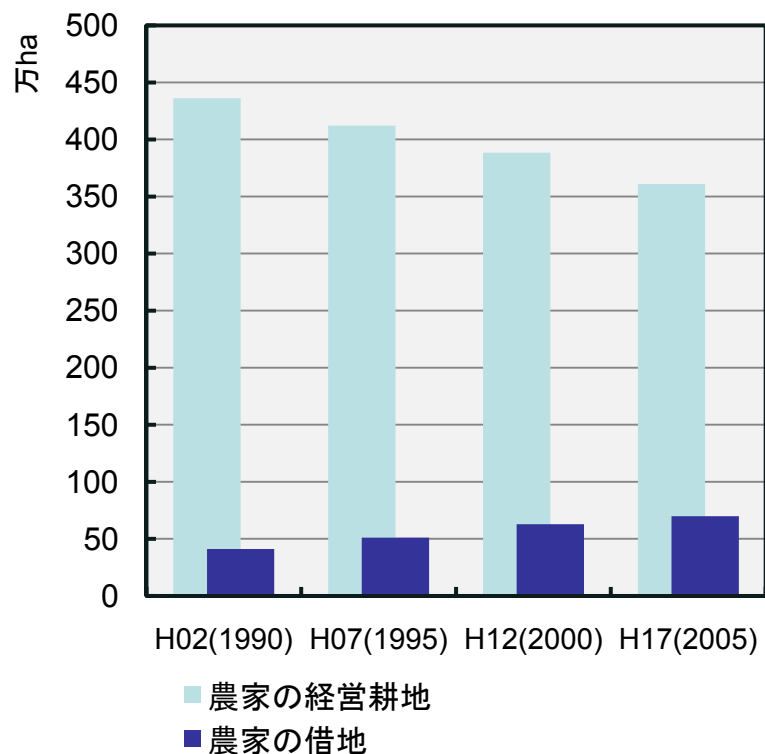
※ 『回答市町村』は、迷惑土地利用として廃屋・廃墟等があると回答した市町村数。

資料: 国土交通省土地・水資源局「地域に著しい迷惑(外部不経済)をもたらす土地利用の実態把握アンケート結果」(平成21年3月)より国土計画局作成

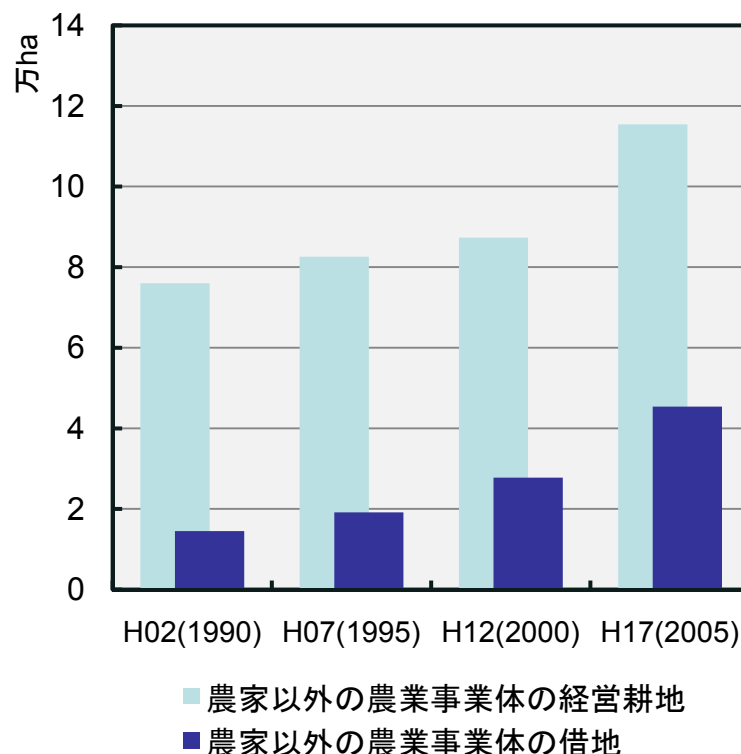
所有者以外による農地の管理

○ 農地については、経営耕地の減少が続く中で、農地の借地は増加を続けている。特に平成12年から17年にかけては、農家以外の農業事業者(販売目的)が経営耕地及び借地ともに大きな伸びを示した。

■ 農家の経営面積及びそのうち借地の推移



■ 農家以外の農業事業者(販売目的)の経営面積及びそのうち借地の推移



農地法等の改正①

- 農業生産・経営が展開される基礎的資源としての農地を確保し、その有効利用を図ることを目的として、平成21年6月に農地法等を改正した。

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委託を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

◇遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し
〔農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように〕

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

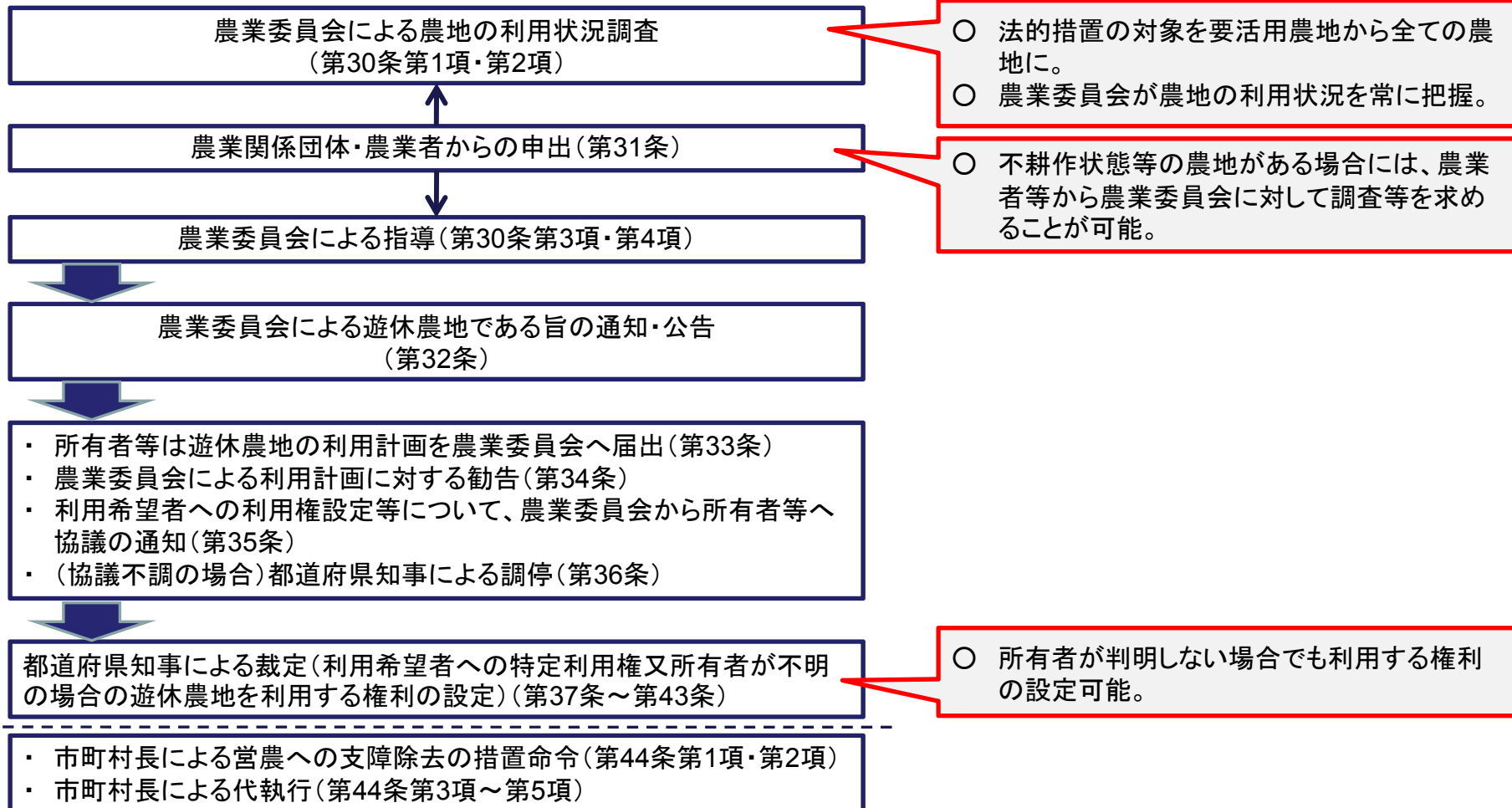
◇農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

農地法等の改正②

- 今回の農地法改正により、遊休農地対策については、すべての遊休農地を対象とした対策とし、農業委員会が毎年、農地の利用状況の調査を行い、指導等を実施することや、所有者の不明な遊休農地にも供託により利用権を設定することが可能となった。

■ 遊休農地対策の仕組み



中山間地域等直接支払制度

- 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するための施策として、農業者等が結ぶ集落協定に基づき行われる農業生産活動等に交付金を交付することとし平成12年度より実施している。
(平成20年度交付総額518億円、対象市町村:1116市町村)

① 対象となる地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

② 対象となる農用地

以下の基準に該当する農振農用地の1ha以上の一団の農用地

○ 急傾斜地

水田 傾斜 1/20

畑 傾斜 15°



○ 緩傾斜地

水田 傾斜 1/100

畑 傾斜 8°



○ 小区画・不整形な田

○ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地

○ 積算気温が低く、草地比率の高い草地

③ 対象となる行為

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

④ 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行う農業者等(第3セクター、生産組織等を含む)

⑤ 交付単価

体制整備単価 (10a当たり)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

注1) 基礎単価は体制整備単価の8割。

注2) また、小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地は、緩傾斜の単価と同額。

注3) 一農業者あたりの交付上限は100万円(但し、生産組織、第三セクター等は適用外)

注4) 規模拡大加算と土地利用調整加算の重複需給は不可。

注5) 同一農用地を対象とした特定農業法人加算と農業生産法人加算の重複需給は不可。

加算単価 (10a当たり)

規模拡大加算(継続実施)	田	1,500円
	畑	500円
	草地	500円
土地利用調整加算 ※ 要件を満たす協定全体の農地に加算	田	500円
	畑	500円
	草地	500円
耕作放棄地復旧加算	田	1,500円
	畑	500円
	草地	500円
法人設立加算(特定農業法人) ※ 1法人10万円/年を上限とし、協定に対して交付	田	1,000円
	畑	750円
	草地	750円
	採草放牧地	750円
法人設立加算(農業生産法人) ※ 1法人6万円/年を上限とし、協定に対して交付	田	600円
	畑	500円
	草地	500円
	採草放牧地	500円

森林境界の明確化

- 森林境界の明確化に対する支援として、将来の地籍調査に備えて概ねの境界調査を実施する「山村境界保全事業(国土交通省 土地・水資源局)」のほか、森林施業の集約化や間伐の推進を目的とした林野庁関連事業が実施されている。
- このような取組を踏まえ、都道府県等の地籍調査担当部局と林務担当部局とがデータ提供等の連携を図り、より一層の地籍調査等の促進を図ることとしている。

■ 森林境界の明確化に対する支援

支援メニュー	実施方法	対象となる経費
<p>山村境界保全事業 (国直轄) 【国土交通省 土地・水資源局: H16~】</p>	<p>山村地域にあり、すぐには地籍調査を実施する状況にない山林について、<u>将来の地籍調査に備え、概ねの境界調査を国の直轄事業により実施。</u> (市町村等に委託)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人証等による現地調査、境界測量 ・調査表の作成 等
<p>森林整備地域活動支援交付金 (定額) 【林野庁:H21拡充事業】 ※「施業集約化・供給情報集積事業」が実施される森林が対象</p>	<p><u>森林施業の集約化(複数の利用間伐森林等を取りまとめ、効率的な低コスト林業生産を進めること)のため、市町村と協定を締結した森林所有者等が実施。</u>(委託可能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林情報の収集活動 ・人証の活用を含む境界明確化 ・境界測量など現地調査 等 <p>【交付額:2万円/ha、又は2.4万円/ha (人証を活用した場合)】</p>
<p>森林境界明確化促進事業 (定額) 【林野庁:H21新規事業】</p>	<p><u>奥地、所有者不明などの条件不利地域での間伐の実施のため、市町村、森林組合等からなる地域協議会が対象区域を決めて実施。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者確認などの事前調査 ・境界測量など現地調査 ・図面表示など成果品の整理 ・協議会の運営 等 <p>【交付額:4.5万円/ha】</p>

森林所有者の合意形成による間伐等森林施業の集約化

- 森林組合等の林業事業者が、木材を低コストで安定的に供給していくことを目的として、林業経営相談会等を通じた森林所有者との合意形成により、間伐等の森林施業の集約化を推進している。
- 具体的には、施業意欲の低下した森林所有者に対し透明性の高い施業プランを提案するとともに、施業の集約化に向けて森林所有者と長期施業受委託契約を締結する。（「施業集約化・供給情報集積事業」等）

■ 「地域集約化促進協議会」の設置等による集約化の面的拡大

○ 林業経営相談会の開催

不在村森林所有者を含む森林所有者に対し、集約化の説明、助言、意向把握等を実施。

○ 地域施業提案会の開催

森林所有者に対し、集約化のメリットと低コスト作業等による経費見込みを提示しながら、具体的な施業内容を提案。

○ 森林情報の収集活動及び境界の明確化等の推進

伐採可能森林について、森林情報の収集活動、人証（地域の境界に精通した者）の活用を含む境界明確化、境界測量等を実施。

○ 地域全体の「集約化実施計画」の作成

○ 施業提案、長期施業受委託契約の締結

地域集約化促進協議会等で調整された施業実施者は、森林所有者との「長期施業受委託契約」を締結するとともに、伐採可能森林について、必要経費、収入見込額を含んだ「施業提案」を行い、具体的な間伐等の施業の計画及び実施について合意形成を図る。

【森林施業の集約化】

複数の利用間伐森林、小規模、分散する利用間伐森林等を取りまとめ、必要な低コスト作業路網の計画・整備、高性能林業機械の導入を行うことで低コスト林業生産を進めるもの。

【森林整備地域活動支援交付金(定額)】

不在村森林所有者への森林施業の働きかけ等

- 三大都市圏、都道府県庁所在地における「ふるさと森林会議」の開催、司法書士団体と森林組合等との連携に加え、網羅的なダイレクトメール等の送付により不在村森林所有者への森林施業の働きかけを実施している。（「施業集約化・供給情報集積事業」）

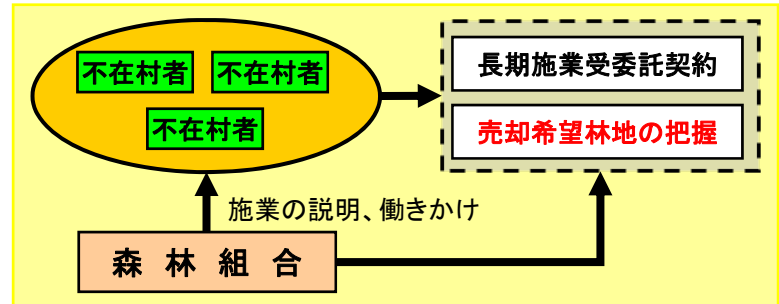
■ 不在村森林所有者との長期施業受委託契約等の促進

ふるさと森林会議（三大都市、都道府県庁所在地）

東京、大阪、名古屋の三大都市、または都道府県庁所在地等に在住する地方不在村森林所有者に対し、ダイレクトメール等により通知し、これを受けて参加した不在村所有者に対して、地元森林組合等が施業の受委託の働きかけ等を実施。

ダイレクトメール等による網羅的な働きかけ

上記以外の、これまで「ふるさと森林会議」の取組に参加していない森林組合に関係する不在村森林所有者、これまで働きかけが困難な不在村者に対し、ダイレクトメール等により通知し、森林施業の働きかけを実施し、併せて、不在村森林所有者の森林施業に関する意向を把握。



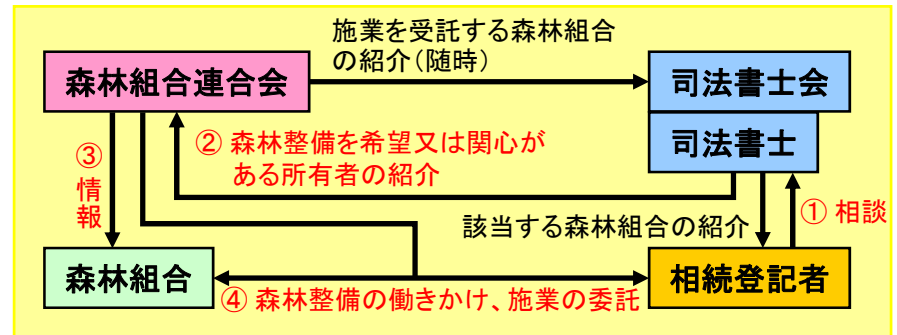
ダイレクトメールによる働きかけ

森林施業の受委託の働きかけ **+** 不在村所有者の森林施業に対する意向調査

■ 司法書士団体との連携による森林施業の働きかけ

連携による働きかけ

司法書士と森林組合が連携し、相続登記者等（見込み者を含む）へ、司法書士は森林整備の働きかけや施業を行う森林組合の紹介、森林組合は相続登記の勧めを行う。また、位置確認が困難な相続登記等に対し、森林組合が境界測量等でバックアップを行う。



造林未済地の解消対策

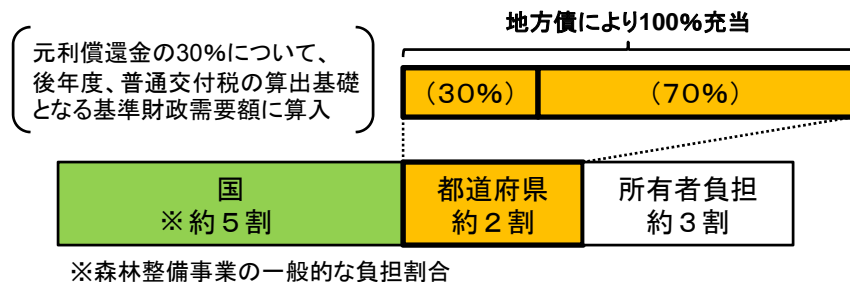
- 森林整備事業等の活用により既に発生している造林未済地の減少を図っているほか、長伐期化や針広混交林化等多様な森林整備の推進、施業の集約化による収益性の向上等により新たな造林未済地の発生を防止するなど、その解消に向けた取組が行われている。

造林未済地の解消・発生防止に向けた取組について

既に発生している造林未済地の解消に向けた取組

- 森林整備事業による人工造林等の推進

- <森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法関連(平成20年5月施行)>
- 市町村に直接交付する交付金制度の創設による造林支援
 - 造林未済地への植林に対する地方債の適用



- 公的主体による人工造林等の推進

- ・ 特定森林造成事業を活用した都道府県及び市町村による緊急避難的な造林未済地の解消

新たな造林未済地の発生防止のための取組

- 1 伐採及び伐採後の造林の届出制度の周知徹底・運用改善

- ・ 伐採後の造林が適切に実施されるよう告示を改正
- ・ 市町村担当者等が理解しやすい事務処理マニュアルの配布
- ・ 都道府県及び市町村からの相談に対する適切な助言

- 2 市町村森林整備計画等森林計画制度の適正な運用の徹底

- ・ 人工造林の場合は原則2年以内、天然更新の場合は概ね5年を超えない期間で更新を完了
 - ・ 天然更新完了基準に基づく更新の確認
- 更新が未了の場合、植栽又は更新補助作業を行う。(所有者に対する指導)

- 指導を経てもなお適切な更新が履行されない場合

- 施業の勧告や伐採及び伐採後の造林届出に基づく遵守命令等を行う。(市町村や担当者に対する指導助言)

- 3 その他

- ・ 伐採跡地や的確な把握の促進(衛星画像の活用など)
- ・ 長伐期化や針広混交林等多様な森林整備を推進するための施業体系の普及
- ・ 高齢級間伐の実施による長伐期施業への移行促進等
- ・ 森林所有者に利益が還元されるような新生産システム等の普及

水源のかん養、土砂災害の防止、景観の保全、木材の生産等
森林の有する多面的な機能の持続的な発揮

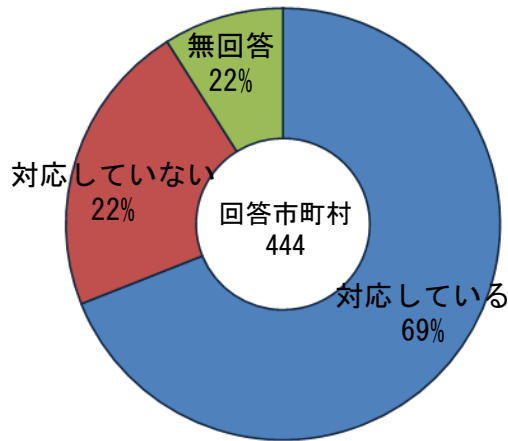
空家・空地対策

○ 全国の市町村に対するアンケート調査によれば、廃屋・廃墟等の迷惑土地利用への対応の有無について、全体の69%が「対応している」と回答しており、具体的対応策としては、廃屋・廃墟等の迷惑土地利用が発生している約半数の市町村において「所有者への行政指導」を挙げている。

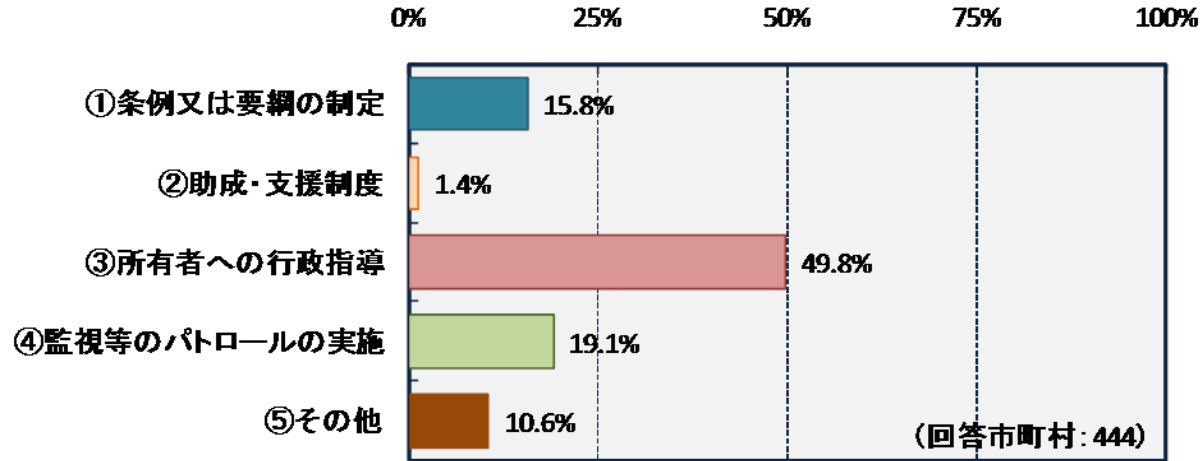
■ 廃屋・廃墟等の迷惑土地利用の対応策

問 貴市区町村における迷惑土地利用への対応状況についてお伺いします。迷惑土地利用に対し、貴市区町村ではどのような対応を行っていますか。(複数回答)

● 廃屋・廃墟等の迷惑土地利用への対応状況



● 廃屋・廃墟等の迷惑土地利用への対応策



※ 『回答市町村』は、迷惑土地利用として廃屋・廃墟等があると回答した市町村数。

◆ 条例の事例

長万部町空き地及び空き家等の環境保全に関する条例(抄)

第1条 この条例は、空き地等に繁茂した雑草、放置物、資材等及び空き家等が放置されることにより、管理不全の状態におちいることを防止するため、これらの環境保全を図り住民生活の安全と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

第3条 空き地及び空き家等の所有者等は、当該空き地及び空き家等を管理不全の状態にならないよう管理維持し、清潔保持のための除草、放置物、資材等の整理整頓及び建物の適正な管理を行わなければならない。

第4条 町長は、空き地及び空き家等が管理不全の状態になるおそれがあるとき、又は管理不全の状態にあると認めるときは、当該空き地及び空き家等の所有者等に対して、必要な措置を講じることを勧告することができる。

第5条 町長は、空き地等に関して前条の規定による勧告に応じない場合、又は管理不全により雑草等が著しく繁茂し若しくは放置物、資材等が放置され、周囲の環境を著しく損ね又は危険な状態にあることについて苦情があった場合で、必要と認めるときは、所有者等に対して改善すべきことを命ずることができる。

新潟県糸魚川市根知地区・現在



新潟県糸魚川市根知地区・昭和50年撮影



新潟県糸魚川市根知地区の取組(上根知営農組合集落協定の概要)

	項目	内容
集落の概要	集落の概要	根知地区は、新潟県南部の長野県境近くに位置しており、山間地に点在する6つの集落から構成されている。農家戸数は約50戸、耕地面積52.6haである。近年、高齢化の進展と離農者の増加から耕作放棄地の発生が深刻化しているが、地域の活性化を図るため、水稻に加え、地元で生産した農産物の直売や加工品の販売に取り組んでいる。
	協定締結に至る経緯	平成12年度からの前対策では、上根知地区内で7つの集落協定を締結していたが、過疎化、高齢化が進行している集落では集落機能そのものが低下していた。17年度からの新対策に取り組むに当たり、糸魚川市が中心となり、「根知地区振興計画作成委員会」を組織し、根知地区振興計画(プロジェクトZ)を策定した。今後、本制度と根知地区振興の効果的な取組を図るため、集落協定の一本化の検討がなされ、17年9月に「上根知営農組合集落協定」として広域協定を締結し、行政と一体となって地域の活性化に取り組むこととした。
	集落の目指す将来像	ア 次世代を担う認定農業者を育成するとともに、集落を基礎とした営農体制を整備し、1集落1農場を目指す。 イ 平成16年から農業特区に参入した地元建設業者と連携を図り、個人対応できなくなった農地、農作業を受託する体制を確立する。 ウ 旧中学校の寄宿舎を加工施設として有効活用し、付加価値を高めた新たな地域の特産品として販売し、地場産業の活性化を図る。
特徴的な活動内容	「農業特区」を活用した農地保全	16年度に農業特区が設定され、農業分野に地元建設業者が参入しているが、当該法人と連携して、個人対応できなくなった農地や農作業を委託し、耕作放棄地の発生を防止している。なお、山間地の悪条件下にある耕作放棄地を復旧した「ブルーベリー」、育苗ハウス跡を有効活用した「越の丸なす」の栽培、転作田を利用した「そば」の作付拡大を図っており、地元のマーケットや地元スキー場、イベントでの販売活動を展開している。また、水路・農道の維持・管理や改修作業については、各集落に代表者を設置して対応しているが、集落内で対応できないときには、集落を超えた「農業促進グループ」が活動を実施し、農地保全管理に努めている。
	農地利用調整組織(愛称「田吾作」)の設置	市が中心となって過疎化・高齢化が進行している根知地区を活性化するため、根知地区振興計画(プロジェクトZ)に基づき、地区内7つの集落で担い手のいない農地を積極的に紹介する「農地保有合理化事業」を活用して利用権設定等を行う自主的な農地利用調整組織(愛称「田吾作(たごさく)」)を17年11月に設立し、地域内の耕作放棄地の拡大を防止している。
	直売所「ちゃんまいろ市」の充実と特産品の充実	現在は、国道沿いの駐車場にテントを張り、4月から11月の日曜祝祭日に収穫した山菜や野菜等を販売している。今後は市の協力を得て、地区内の遊休施設(旧中学校の寄宿舎跡)を利用した農産物加工施設及び直売所「ちゃんまいろ市」を整備し、農産物等の加工と通年販売による所得の向上を目指している。(主なもの: 笹寿司、歩荷(ぼっか)そば(地場産そば粉の手打ちそば)漬物、惣菜等)また、耕作放棄地の復旧後の作物として、「うど」、「たららの芽」、「ぜんまい」等の導入を検討しており、糸魚川農業普及指導センターから栽培技術の指導を受けている。さらに、ホームページを立上げ、地域の情報をPRしているが、インターネット等を活用した農産物等の販売に取り組む。 (いきいきe-根知村(根知恵の会)URL http://e-nechi.himenokuni.com/)
	女性グループが中心となった景観形成活動	国道から集落へ通じる主要道の沿線に、女性グループが中心となり「ひまわり」や「コスモス」などを植栽している。子供達や高齢者も一緒に、同グループが責任を持って管理することにより、地域の連帯感が一層増し、景観形成や環境保全が図られている。
	グリーン・ツーリズム等の取組	昭和61年度から東京都の私立中学校の農村体験学習を受け入れている。今後も受入農家の増加を図るなど、受け入れ体制を整えていく。また、「そば」の棚田オーナー制度、行政と地域住民が連携した体験観光農園等、都市交流事業を積極的に取入れ、集落の活性化を図っていきいたい。

根地地区における耕作放棄地の拡大防止に向けた取組



プロジェクトZ 火種 第4号

平成17年11月
プロジェクトZ行動委員会
会長 横沢欽三

根地の皆さんこんにちは。

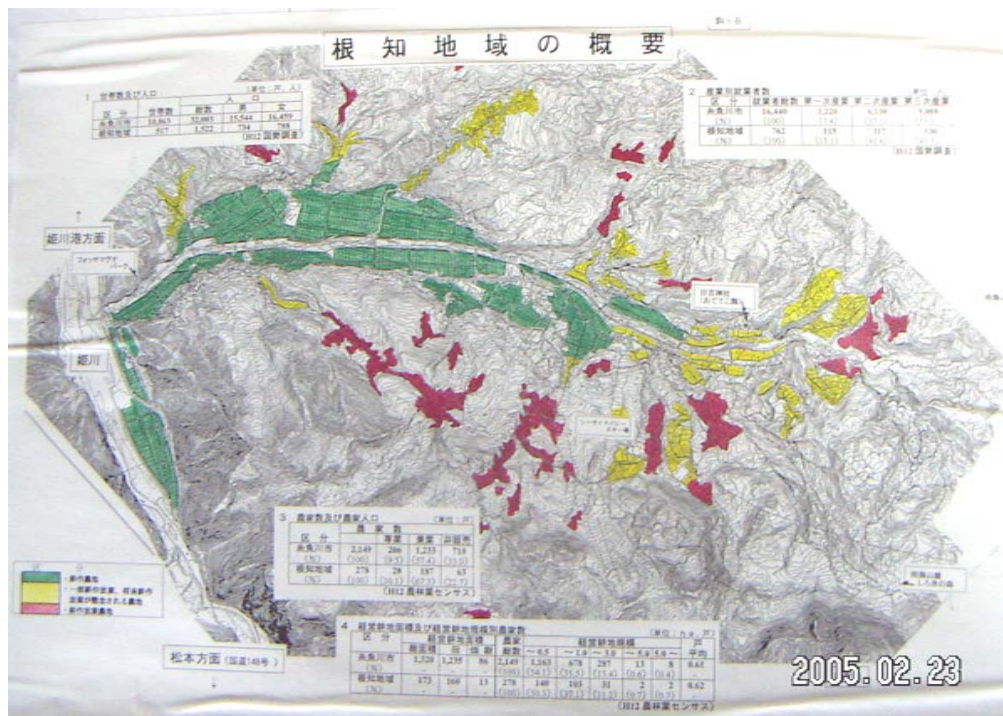
今日は、プロジェクトZ 行動委員会の活動の中から「農業促進グループ」の取組みについて ご紹介します。

「根知農地利用調整委員会」と言う長くて、難しそうな名前ですが、愛称「田互作」(たごさく)と言います。活動の目的は「根知の田んぼは根知で守りたい!」と言う気持ちで立ち上げました。高齢化・後継者不足・機械の高額化など、耕作の継続を難しくする条件が多い中で、耕作委託を考える方や、農地の売却を考える方など、農業や田んぼ、農村の景観などを守る事が難しい環境にあります。

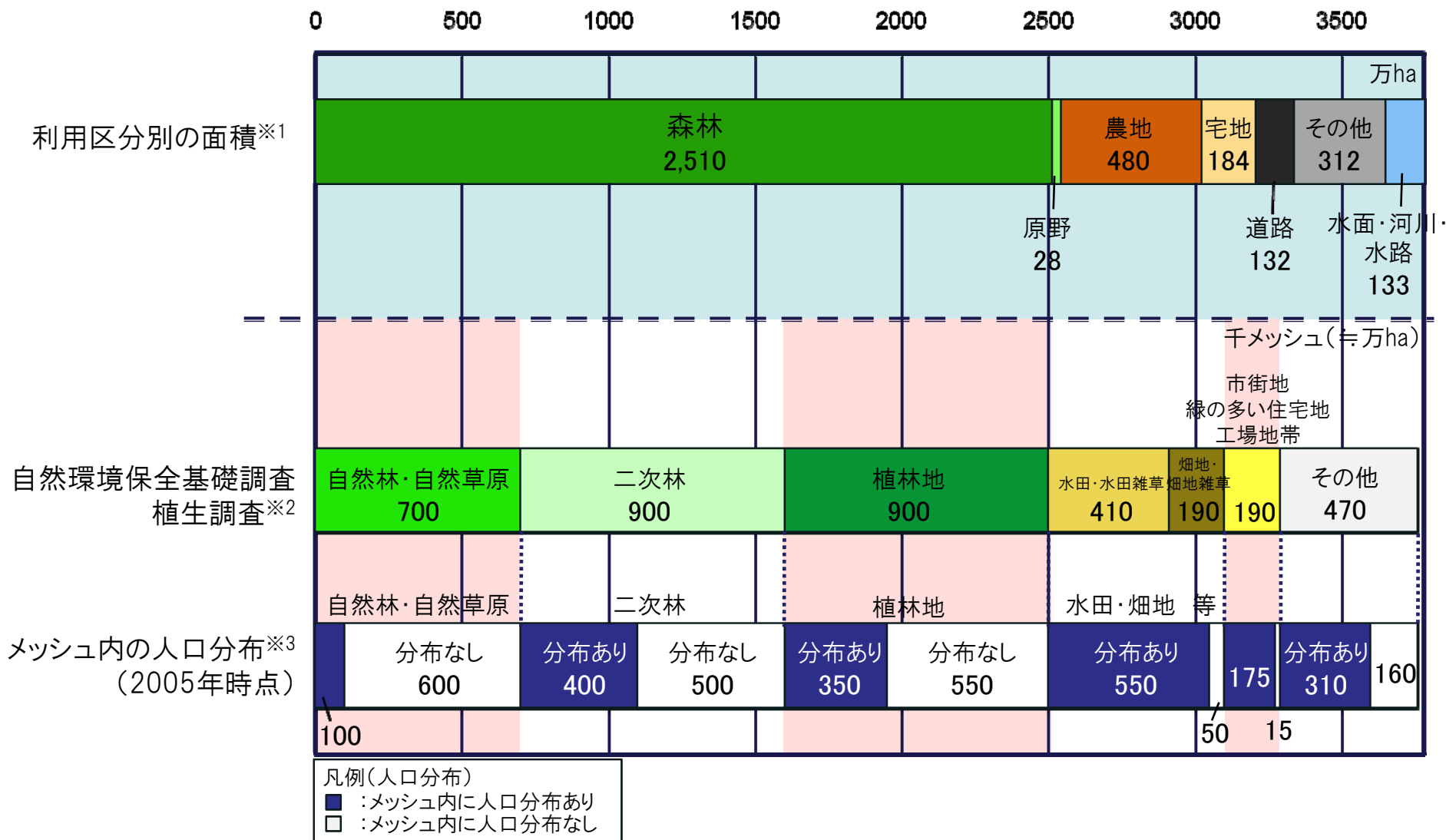
下の写真は、「火種2号」でご紹介しましたが、根知の耕作状況を色分けした地図です。

1. 赤く塗られたところは既に耕作放棄された田んぼです。
2. 黄色は耕作放棄が心配される田んぼ。
3. 緑に塗られた田んぼは中心耕作地です。

これ以上赤く塗られた田んぼを作らないように、どうしたら守っていけるか大きな課題です。



国土利用の規模



※1 国土交通省国土計画局調べ(平成16年時点)

※2 第5回自然環境保全基礎調査(平成6~10年度)より国土交通省国土計画局作成

※3 平成17(2005)年国勢調査3次メッシュより国土交通省国土計画局作成